

横浜市の有床，無床，歯科診療所および助産所における 医療安全への取り組み状況について

フナヤマ カズシ *1 *2 アオヤギ アキコ カヤマ ミサオ オガワ ノブヤ ホリグチ イツコ 3
 船山 和志 *1 *2 青柳 晶子 *4 加山 操 *4 小川 信也 *5 堀口 逸子 *3
 ニシカワ ミチコ モトシ キワム スズキ トシアサ タカオカ ミキオ オオハマ エツコ 10
 西川 美智子 *6 本吉 究 *7 鈴木 敏旦 *8 高岡 幹夫 *9 大浜 悦子 *10

目的 平成19年4月の改正医療法の施行によって、病院だけでなく、有床，無床，歯科診療所および助産所の管理者に対し、医療に係る安全管理のための職員研修の実施等、医療の安全を確保する措置を講じることが義務づけられた。今回、それらの医療機関における医療安全への取り組み状況を把握し、行政における、より良い医療安全推進のサポートを検討するために調査を実施した。

対象と方法 調査対象医療機関は、横浜市に登録されているすべての有床診療所（157施設）、無床診療所（2,622施設）、歯科診療所（2,026施設）および助産所（81施設）とした。調査方法はプリコード式質問紙調査で、調査期間は平成19年9月である。質問項目は(1)医療法改正に伴う医療安全義務化の内容の主観的把握状況、(2)医療安全で取り組んでいること（複数回答）、(3)医療安全への取り組み意欲、(4)横浜市医療安全相談窓口の周知状況、(5)医療安全推進で知りたい情報（複数回答）、(6)医療安全の情報源（複数回答）の6問を設定した。

結果 医療安全で取り組んでいることでは、どの種類の医療機関でも、新たに義務づけられた項目は下位に位置していた。しかし、義務化の内容の主観的把握状況では、いずれも50%以上が把握していると回答しており、医療安全への取り組み意欲では、40%以上が既に取り組んでいると回答していた。医療安全推進で知りたい情報では、最近の医療安全知識が最も多く、いずれも約70%を占めていた。次に、横浜市医療安全相談窓口事例が、助産所を除くすべての医療機関で50%以上を占めていた。医療安全の情報源では、医師会等のそれぞれ関係団体広報が最も多く、70%から80%を占めていた。

考察 有床，無床，歯科診療所および助産所では、医療安全への意欲はあるが、医療法改正により求められている項目に、どのように取り組んで良いか戸惑っている状態が考えられた。このため、実施に向けた具体的なサポートが重要と考えられた。また、あらためて医師会など各種団体広報の情報伝達の手段としての重要性が認識され、今後、関係団体と行政が、医療機関への、より効果的で適切な情報提供の方策について協議、協働していくことが必要だと考えられた。

キーワード 改正医療法、医療安全、有床診療所、無床診療所、歯科診療所、助産所

はじめに

横浜市では、平成19年4月に、市民生活の安

全、安心をより一層確保し、健康危機管理業務を充実することを目的に、これまでの市内18区ごとに保健所を設置する体制から、1保健所18

*1 横浜市保健所健康安全部医療安全課医療安全相談担当係長 *2 順天堂大学医学部公衆衛生学講座協力研究員
 *3 同助教 *4 横浜市保健所健康安全部医療安全課 *5 同担当係長 *6 同担当課長 *7 同課長
 *8 同医療監視等担当部長 *9 同担当部長 *10 横浜市保健所長

保健所支所体制とし、保健所長に指揮命令系統を一元化した。これに伴い、医療安全についても、従来、区ごとに実施していた医療機関立入検査業務を集約化し、体制強化と専門性の向上を図っている。

平成19年4月の改正医療法¹⁾の施行によって、病院だけでなく、有床、無床、歯科診療所および助産所の管理者に対し、医療の安全を確保する措置を講じることが義務づけられた。具体的には、医療に係る安全管理のための指針整備、職員研修の実施をはじめ、院内感染対策、医薬品、医療機器の安全管理のための体制確保に係る措置を講じることが必要となった。また、都道府県や保健所設置市等に対し、医療安全に関する情報の提供、研修の実施、意識啓発等医療安全確保に必要な措置を講ずるよう努めなければならないことも新たに明記された。横浜市では、すでに医療の安全を確保する措置を講じることが義務づけられている病院には、毎年立ち入り検査等を行い、医療安全への取り組み状況を把握している。今回、医療法改正により、新たに医療安全が義務づけられた有床、無床、歯科診療所および助産所における医療安全への取り組み状況を把握し、より良い医療安全推進のサポートを検討するために調査を実施した。

対象と方法

調査対象医療機関は、平成19年9月現在の時点で、横浜市に登録されているすべての有床診療所（157施設）、無床診療所（2,622施設）、歯科診療所（2,026施設）および助産所（81施設）とした。

調査方法はプリコード式質問紙調査で、郵送配布・回収によった。調査期間は平成19年9月の1カ月間である。質問項目と選択肢を表1に示す。

「医療安全で取り組んでいること」では、医療法改正により新たに必要になった項目、従来から求められていた項目と、数人の無床診療所の医師からインタビュー調査を行い、その結果から得られた項目の3項目の選択肢を設定し、

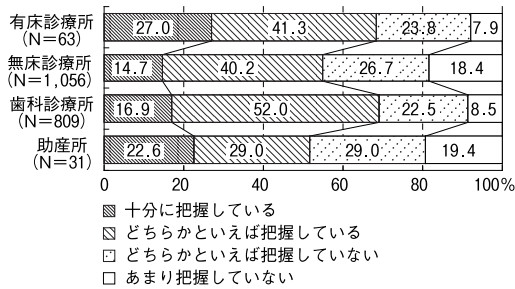
表1 医療安全への取り組み状況調査の質問項目および選択肢

1	医療法改正に伴う医療安全義務化の内容の主観的把握状況 十分に把握している どちらかといえば把握している どちらかといえば把握していない あまり把握していない
2	医療安全で取り組んでいること(複数回答) 医療法改正により新たに必要となった項目 ・医療事故防止の職員研修の実施(安全管理研修) ・職員への院内感染予防の研修実施(院内感染対策研修) ・職員への医薬品安全使用の研修実施(医薬品安全使用研修) ・職員への医療機器の使用法、安全性の研修実施(医療機器安全使用研修) 従来から求められていた項目 ・医薬品の有効期限の定期的なチェックおよび記録(医薬品点検管理) ・医療機器の定期的な保守点検の実施および記録(医療機器保守管理) ・職員への定期健康診断などの健康管理(職員健診) インタビュー結果から得られた項目 ・患者・家族との良好な信頼関係構築 ・職員との円滑なコミュニケーション
3	医療安全への取り組み意欲 すでに改善に取り組んでいる。 1年以内に改善に取り組む予定である。 諸事情でなかなか改善に取り組めない。 医療安全の課題はほとんどない。
4	横浜市医療安全相談窓口の周知状況 知っていた 知らなかった
5	医療安全推進で知りたい情報(複数回答) ・最近の医療安全の知識 ・横浜市医療安全相談窓口での具体的な相談事例 ・厚生労働省通知などの法律関係情報 ・他の診療所の医療安全の取り組み情報 ・接遇・マナーの知識
6	医療安全の情報源(複数回答) ・専門書や学会、学会誌・新聞、テレビ等マスコミ ・医学、歯学、看護系等、関係商業誌・インターネット ・友人などの個人的なネットワーク・研修会・行政 ・医師会、歯科医師会、助産師会・看護協会のそれぞれ関係団体広報

複数回答とした。「医療安全への取り組み意欲」では、生活習慣改善や禁煙対策などの保健分野でよく用いられている、Prochaskaら²⁾の行動変容ステージモデルを参考に選択肢を設定した。「横浜市医療安全相談窓口」は、医療法第6条11項に基づき、横浜市の医療安全支援センターに設置する、患者、家族からの医療機関についての苦情、相談に対応する窓口であり、年間約5,000件の相談を受け付けている。「医療安全で知りたい情報」では、自治体から提供可能と考えられる情報を選択肢とし、複数回答とした。「医療安全の情報源」では、医療安全で取り組んでいることと同様に、インタビュー調査結果から選択肢を設定し、複数回答とした。

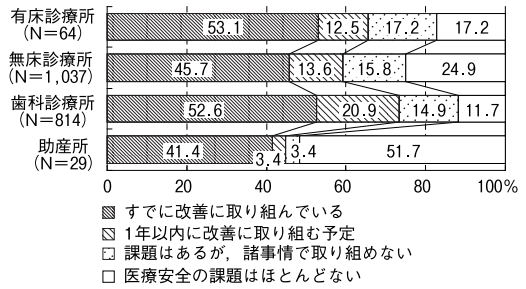
統計学的分析は、統計パッケージSPSS

図1 医療法改正に伴う医療安全義務化の内容の主観的把握状況



注 1) 無回答は除いて集計した。%の母数(N)は各種医療機関の回答施設数とした。
2) Kruskal-Wallis, $p < 0.01$

図2 医療安全への取り組み意欲



注 1) 図1と同じ
2) Kruskal-Wallis, $p < 0.01$

表2 医療安全で取り組んでいること

(単位 人, ()内%)

15.0を用い、 χ^2 検定, Kruskal-Wallisの順位和検定を行った。倫理的配慮として対象医療機関には、調査の趣旨を文書で説明し、無記名回答とした。また、依頼文で、調査結果を横浜市ホームページや学会等に公表する旨を記載し、回答をもって同意したこととみなした。

結 果

回収は、有床診療所65(回収率41.4%)、無床診療所1,067(40.7%)、歯科診療所824(40.7%)および助産所31(38.3%)であり、これらを分析対象とした。

(1) 医療法改正に伴う医療安全義務化の内容の主観的把握状況(図1)

把握状況では、医療機関の種類によって、有意な違いを認めた($p < 0.01$)。把握している(「十分に把握している」、または「どちらかといえば把握している」と回答した医療機関が最も多かったのは歯科診療所(68.9%)で、次に有床診療所(68.3%)、無床診療所(54.9%)、助産所(51.6%)であったが、いずれも50%以上が把握していると回答していた。

順位	有床診療所(N=65)	無床診療所(N=1,067)
1	患者家族との信頼関係構築 54(83.1)	患者家族との信頼関係構築 953(89.3)
2	職員とのコミュニケーション 52(80.0)	職員とのコミュニケーション 918(86.0)
3	医薬品点検管理 52(80.0)	医薬品点検管理 722(67.7)
4	職員健診 52(80.0)	職員健診 641(60.1)
5	医療機器保守管理 41(63.1)	医療機器保守管理 555(52.0)
6	医療機器安全使用研修 31(47.7)	医療機器安全使用研修 382(35.8)
7	安全管理研修 27(41.5)	院内感染対策研修 321(30.1)
8	医薬品安全使用研修 25(38.5)	安全管理研修 271(25.4)
9	院内感染対策研修 24(36.9)	医薬品安全使用研修 214(20.1)

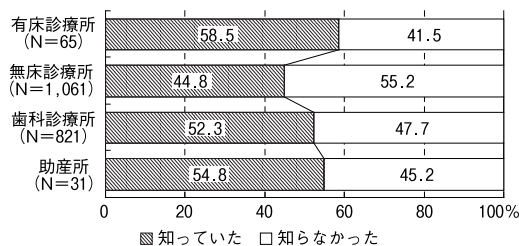
順位	歯科診療所(N=824)	助産所(N=31)
1	患者家族との信頼関係構築 782(94.9)	患者家族との信頼関係構築 28(90.3)
2	職員とのコミュニケーション 713(86.5)	職員とのコミュニケーション 13(41.9)
3	医薬品点検管理 507(61.5)	職員健診 9(29.0)
4	医療機器保守管理 478(58.0)	安全管理研修 8(25.8)
5	医療機器安全使用研修 455(55.2)	院内感染対策研修 8(25.8)
6	院内感染対策研修 400(48.5)	医療機器安全使用研修 7(22.6)
7	安全管理研修 317(38.5)	医薬品点検管理 7(22.6)
8	職員健診 254(30.8)	医療機器保守管理 7(22.6)
9	医薬品安全使用研修 202(24.5)	医薬品安全使用研修 5(16.1)

注 1) 無回答は除いて集計した。回答は複数回答とし、回答数に制限は設けなかった。
2) %の母数(N)は各種医療機関の回答施設数とした。

(2) 医療安全で取り組んでいること(表2)

どの種類の医療機関でも、最も多かったのは、患者・家族との信頼関係構築で、次に職員とのコミュニケーションであった。助産所以外の医療機関では、その次に、医薬品の点検管理などの、従来から求められていた項目が続き、安全管理研修や、院内感染対策研修など、改正医療法で新たに義務づけられた項目は下位に位置していた。助産所では、患者・家族との信頼関係構築と、職員とのコミュニケーション以外の項目はどれも30%を下回っていた。

図3 横浜市医療安全相談窓口の周知状況



注 1) 無回答は除いて集計した。%の母数(N)は各種医療機関の回答施設数とした。
2) χ^2 検定, $p < 0.01$

表3 医療安全推進で知りたい情報

(単位 人, ()内%)

順位	有床診療所 (N = 65)	無床診療所 (N = 1,067)
1	最近の医療安全知識 50 (76.9)	最近の医療安全知識 743 (69.6)
2	横浜市医療安全相談窓口事例 36 (55.4)	横浜市医療安全相談窓口事例 594 (55.7)
3	他院の医療安全取り組み状況 20 (30.8)	他院の医療安全取り組み状況 413 (38.7)
4	厚生労働省通知などの法律関係情報 16 (24.6)	厚生労働省通知などの法律関係情報 302 (28.3)
5	接遇・マナー知識 6 (9.2)	接遇・マナー知識 81 (7.6)

順位	歯科診療所 (N = 824)	助産所 (N = 31)
1	最近の医療安全知識 579 (70.3)	最近の医療安全知識 22 (71.0)
2	横浜市医療安全相談窓口事例 504 (61.2)	他院の医療安全取り組み状況 13 (41.9)
3	他院の医療安全取り組み状況 313 (38.0)	厚生労働省通知などの法律関係情報 13 (41.9)
4	厚生労働省通知などの法律関係情報 222 (26.9)	横浜市医療安全相談窓口事例 9 (29.0)
5	接遇・マナー知識 89 (10.8)	接遇・マナー知識 3 (9.7)

注 1) 無回答は除いて集計した。回答は複数回答とし、回答数に制限は設けなかった。
2) %の母数(N)は各種医療機関の回答施設数とした。

表4 医療安全の情報源

(単位 人, ()内%)

順位	有床診療所 (N = 65)	無床診療所 (N = 1,067)
1	医師会の広報 53 (81.5)	医師会の広報 751 (70.4)
2	専門書や学会, 学会誌 46 (70.8)	専門書や学会, 学会誌 658 (61.7)
3	研修会 28 (43.1)	研修会 365 (34.2)
4	行政 22 (33.8)	医学系商業誌 339 (31.8)
5	新聞・テレビ等マスコミ 21 (32.3)	新聞・テレビ等マスコミ 325 (30.5)
6	友人等個人的ネットワーク 16 (24.6)	インターネット 255 (23.9)
7	医学系商業誌 15 (23.1)	行政 245 (23.0)
8	インターネット 14 (21.5)	友人等個人的ネットワーク 225 (21.1)

順位	歯科診療所 (N = 824)	助産所 (N = 31)
1	歯科医師会の広報 628 (76.2)	助産師会・看護協会の広報 25 (80.6)
2	専門書や学会, 学会誌 591 (71.7)	専門書や学会, 学会誌 15 (48.4)
3	研修会 437 (53.0)	研修会 13 (41.9)
4	歯学系商業誌 354 (43.0)	新聞・テレビ等マスコミ 13 (41.9)
5	友人等個人的ネットワーク 259 (31.4)	友人等個人的ネットワーク 12 (38.7)
6	新聞・テレビ等マスコミ 181 (22.0)	行政 10 (32.7)
7	行政 150 (18.2)	インターネット 8 (25.8)
8	インターネット 143 (17.4)	看護系商業誌 4 (12.9)

注 表3と同じ

(3) 医療安全への取り組み意欲 (図2)

取り組み意欲では、医療機関の種類によって有意な違いを認めた ($p < 0.01$)。「すでに改善に取り組んでいる」と回答した医療機関が最も多かったのは有床診療所 (53.1%) で、次に歯科診療所 (52.6%)、無床診療所 (45.7%)、助産所 (41.4%) であったが、いずれも40%以上がすでに取り組んでいると回答していた。また、「1年以内に改善に取り組む予定」と回答した医療機関で最も多かったのは歯科診療所 (20.9%) で、次に無床診療所 (13.6%)、有床診療所 (12.5%)、助産所 (3.4%) であった。

(4) 横浜市医療安全相談窓口の周知状況 (図3)

周知状況では、医療機関の種類によって有意な違いを認めた ($p < 0.01$)。窓口を知っていると回答した医療機関が最も多かったのは有床診療所 (58.5%) で、最も少なかったのは無床診療所 (44.8%) であった。しかし、どの医療機関も40%以上が知っていたと回答していた。

(5) 医療安全推進で知りたい情報 (表3)

どの種類の医療機関でも、最も多かったのは最近の医療安全知識で、どれも70%を占めていた。次に、横浜市医療安全相談窓口事例が、有床診療所、無床診療所、歯科診療所で50%以上を占めていた。助産所では、他院の医療安全取り組み状況と厚生労働省通知などの法律関係情報が同率で2番目であった。

(6) 医療安全の情報源 (表4)

どの種類の医療機関でも、最

も多かったのは、医師会、歯科医師会、助産師会・看護協会等のそれぞれ関係団体広報で70%から80%を占めていた。

考 察

(1) 調査について

厚生労働省が全国の病院、有床、無床および歯科診療所から、それぞれ2,000件抽出しアンケート調査を実施した「平成18年度医療安全に関するコスト調査³⁾」では、有効回答率が病院13.7%、有床診療所14.6%、無床診療所16.3%、歯科診療所35.9%であった。今回、著者らが調査したすべての種類の医療機関で、約40%の回答が得られたことから、本調査では、比較的高い回収率が得られたものと考えた。しかし、調査項目に関心がなかったり、取り組みがされていない医療機関からの回答が得られなかった可能性は否定できない。また、医療安全で取り組んでいること、医療安全の情報源の選択肢設定のためのインタビュー調査では、時間等の制約から、すべての種類の医療機関の従業者ではなく、無床診療所の医師にしか実施できなかった。このことから、選択肢の設定が十分でなかった可能性も考えられた。

(2) 調査結果について

「医療安全で取り組んでいること」では、どの医療機関でも、患者・家族との信頼関係構築や、職員とのコミュニケーションが上位であり、重要と考えていることがわかった。しかし、今回の医療法改正により新たに必要となった項目は下位であり、どの種類の医療機関でもほとんどの項目は50%以下しか取り組んでいなかった。ところが、すべての種類の医療機関で、50%以上が医療安全義務化の内容を把握していると回答しており、40%から70%で医療安全の改善にすでに取り組んでいたたり、1年以内に改善に取り組む予定と回答していた。このことから、医療法改正後の同様な調査結果が著者らの検索した範囲内では見当たらなかったため、比較することが出来ないが、各医療機関の医療安全への

関心の高さや努力がうかがわれた。また、各種医療機関では、意欲はあるが実際にどのように取り組んで良いか戸惑っている状態が考えられた。このため、行政では、具体的な職員への研修方法の周知や院外研修の開催など、実施に向けた具体的なサポートの実施が重要と考えられた。

「医療法改正に伴う医療安全義務化の内容の把握状況」「医療安全への取り組み意欲」や「横浜市医療安全相談窓口の周知状況」では、医療機関の種類によって有意な差を認めた。また、「医療安全で取り組んでいること」でも、医療機関の種類で順位が異なっていた。この原因としては、それぞれの提供する医療の内容、種類の違いや医師会などの各団体の取り組み状況が関係していると考えられた。特に助産所では、今回の調査では把握しなかったが、母乳相談のみの業務など、分娩を扱わなかったり従業者を雇用せず管理者個人のみで診療を実施している施設も多く、そのことが把握状況、取り組み意欲や取り組んでいることにも影響を与えている可能性が考えられた。

「医療安全推進で知りたい情報」では、有床、無床、歯科診療所で、最近の医療安全知識が最も多く、次に横浜市医療安全相談窓口事例であった。しかし、「横浜市医療安全相談窓口の周知状況」が50%前後であることを考えると、潜在的にはさらに、窓口事例を知りたいと考える医療機関があると考えられた。助産所では、「医療安全推進で知りたい情報」として、横浜市医療安全相談窓口事例と回答したのは29.0%にとどまった。このことは、先述したように、助産所で母乳相談しか扱わない施設の存在の影響が考えられたが、今後、助産所への聞き取り調査など、さらに詳しく検討する必要がある。また、接遇・マナー知識のニーズは少なかったが、近年、医療従事者の接遇向上がより良い患者とのコミュニケーションを促進し、医療事故紛争防止にも重要であると言われて⁴⁾ことから、今後、必要性について周知していくことが大切と思われた。

「医療安全の情報源」では、すべての医療機

関で、医師会、歯科医師会、助産師会・看護協会などのそれぞれ関係団体広報が最も多くなっていた。実際には、行政では様々な団体を通じて情報提供をしており、このことも含まれていると考えられるが、あらためて各種団体広報の情報伝達の手段としての重要性が認識された。横浜市医療安全相談窓口事例の代表的な事例はすでに横浜市のホームページに掲載されているが、本調査結果では、インターネットから情報を得ている医療機関は少なかった。今後、医師会等関係諸団体と行政が、医療機関への、より効果的な情報提供の方策について協議、協働していくことが必要だと考えられた。また、団体に所属していない医療機関も存在することから、情報源として各種団体広報の次に多かった専門書・学会、学会誌や研修会を通じた情報提供も重要であると考えられた。

医療法改正後、自治体内のすべての有床、無床、歯科診療所および助産所を対象に、医療安全状況の取り組み状況を調査、報告したものはみられなかった。このため、本調査結果は、今後の医療安全推進における有用な資料となると考えられた。しかし、今回の調査は、主に主観的な調査であり、単回の実態調査であるので実際の取り組み状況との関連は不明である。その

ため、本市において活用するためには医療機関への立入検査、各種団体との連絡会等で実際の取り組み状況との関連を把握する必要がある。また、本調査結果を生かし、医療法改正で新たに必要になった項目の実施支援や各種団体広報を通じた医療安全情報の提供など、医療機関における医療安全推進のサポートをより拡充していくことが重要と考えられた。

文 献

- 1) 良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法の一部を改正する法律。平成18年6月21日公布。
- 2) Prochaska JO, Velicer WF. The transtheoretical model of health behavior change. *Am J Health Promot* 1997; 12: 38-48.
- 3) 厚生労働省ホームページ「平成18年度医療安全に関するコスト調査報告書(案)」(http://www.mhlw.go.jp/shingi/2007/07/dl/s0718-10e_0001.pdf #search='平成18年度医療安全に関するコスト調査') 2008.3.3.
- 4) ㈱損保ジャパン・リスクマネジメント。医療事故・医事紛争対応の手引き。東京：㈱損保ジャパン・リスクマネジメント医療リスクマネジメント事業部；2007。p.38-40。